

公の施設の管理方針

平成 21 年 10 月

春日井市

1 目的

指定管理者制度は、公の施設の管理を公共的な団体などだけでなく広く民間事業者に開放し、そのノウハウを活用することによって、市民サービスの向上や経費の節減等を促し、より効果的・効率的な施設管理を推進することを目的としています。

本市の公の施設の管理については、平成 17 年 5 月に「指定管理者制度導入にかかる基本方針」を策定し、翌年 4 月から指定管理者制度を導入したところです。（一部の施設については、先行して平成 17 年 4 月から導入しました。）

指定管理者が管理している施設の多くは、平成 22 年度末にその指定期間が満了することから、これまでの制度運用の状況を検証し、その結果を踏まえ、新たに管理方針を策定します。

2 指定管理者制度の運用と課題

平成 17 年度策定の方針に基づき指定管理者制度の導入を進め、平成 21 年 4 月現在、165 の施設¹⁾で制度を運用していますが、制度の趣旨に則った市民サービスの向上や施設の利用促進など、導入による成果が見られます。

一方、制度設計上、当然のことながら指定管理者が変更となる場合がありますが、こうした場合においては、経験やノウハウの不足により安定的なサービスを提供しにくいことや、事業の継続性が確保されにくいことなどの懸念もあります。

また、公の施設の中には、施設不足に対応するため、行政の責任で整備してきた施設がありますが、その後、民間事業者の参入により必要な水準が確保されたことから、所期の目的を達成したと認められる施設もあります。

こうした状況を踏まえ、施設管理の方向性を定めるにあたっては、各施設の設置の背景、目的、機能等を考慮し、様々な視点から検討する必要があります。

なお、設立当時から施設を管理・運営してきた市の出資法人²⁾については、これまでの経験や実績を通し培ってきた優れたノウハウや人材などの資産が蓄積されていますので、施設管理の方向性を定める上では、十分考慮に入れる必要があります。

1) 平成 18 年度当初の導入施設は、161 ですが、その後、子どもの家（10 か所）、勝川駅前公営施設を追加するとともに、高蔵寺駅自転車駐車場・バイク駐車場(2 か所)、ふれあいの家(2 か所)、鷹来福祉作業所を廃止し、潮見坂平和公園、少年自然の家を直営としたことから、平成 21 年度当初では、165 施設となっています。

2) 当方針中、市の出資法人とは次の 4 つの法人です。財団法人春日井市市民サービス公社、財団法人かすがい市民文化財団、財団法人春日井市健康管理事業団、勝川開発株式会社

3 見直しの考え方

(1) 施設管理の方向性について

公の施設全般について、各施設の機能や性格、指定管理者制度の運用の状況を踏まえ、次の視点から施設管理の方向性を検討しました。

ア 民間事業者のノウハウの活用により、サービスの向上、施設の利用促進、経費の削減などのメリットが見込める施設か。

【方向性】

この視点に該当する施設は、指定管理者への管理委託が適当と考えます。

イ セーフティネット的な働きを持つ施設など、その性格上、費用対効果の向上が見込みにくく、市の直接または相当の関与のもとでの運営が必要な施設か。

【方向性】

この視点に該当する施設は、市の直営による管理、または市と一体となった管理運営が可能な事業者を指定管理者とする管理委託が適当と考えます。

ウ 地域コミュニティの育成などのために設置されている施設か。

【方向性】

この視点に該当する施設は、地域の集会施設としての利用実態に照らし、地域の自主管理が望ましいことから、地縁団体等を指定管理者とする管理委託が適当と考えます。

エ 使用料を徴収せず、誰でも自由に利用できるよう開放している施設か、又は法令の規定により、行政により管理運営とされている施設か。

【方向性】

この視点に該当する施設は、指定管理者制度のメリットが見込めないため、または指定管理者が参入する余地がないため、直営とします。

オ 施設整備の必要性から行政の責任で整備したが、民間事業者の類似施設が多数あり、所期の目的を達成した施設ではないか。

【方向性】

この視点に該当する施設は、民間への移行または施設の廃止が適当と考えます。

(2)公募と随意指定について

指定管理者への管理委託が適当とされる施設については、さらに次の視点から、公募または随意指定を検討しました。

ア 一定規模の利用が見込まれ、運営の自由度が高く民間事業者の経営ノウハウが活用できる施設か。

【方向性】

この視点に該当する施設は、複数の民間事業者による競争原理が機能し、指定管理者制度のメリットが活用できると見込まれることから、公募による指定が適当と考えます。

イ サービスに専門性と継続性が求められ、かつ、政策的な事業と施設管理を効率的、効果的に実施するために、行政の密接な関与が必要とされる施設か。

【方向性】

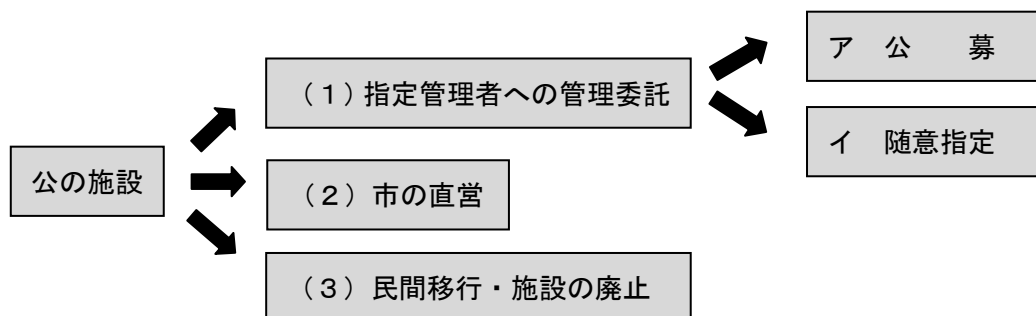
この視点に該当する施設は、市の出資法人など市と一体となった管理運営が可能な事業者への随意指定が適当と考えます。

特に市では、公共施設の効果的かつ効率的な運営を行うため、行政機能を補完・代替する役割を担う出資法人を設立し、長きにわたり各施設を適正に管理してきました。法人の経営にあたっては、職員の育成に注力し、専門職として必要な資格やノウハウをもつ人材を有するとともに、経営健全化に向け、低コスト体質への改善を進めています。

指定管理者制度の導入により、民間事業者による施設管理が可能となりましたが、市の出資法人に対するこれまでの投資や、出資法人が持つ優れた専門性やノウハウなどを勘案すれば、出資法人を民間事業者と同等に扱うことは、本市の利益を損なうものと考えます。

したがって、従来、市の出資法人に管理を委託してきた施設については、当該法人による管理を基本とし、市民サービスの維持向上を確保していきます。

以上の全体の方向性は次に示す図のとおりです。



4 公の施設の管理方針

以上の見直しの考え方を踏まえ、公の施設の管理方針を次のとおり定め、平成22年4月1日から適用することとします。

ただし、当方針の策定時点で、指定管理者が管理している施設については、原則として、その指定期間の満了後に適用するものとします。

(1) 指定管理者に管理を委託する施設

あらかじめ定められた利用料等を払えば不特定多数の市民が自由に利用できるような施設は、指定管理者制度を活用し、施設管理、利用料等の徴収などを行うべきであると考えます。

また、公募によるか、随意指定によるかは、次のとおりとします。

ア 公募による選定

一定規模の利用が見込まれる有料の施設で、運営の自由度が高い施設については、民間事業者等の経営ノウハウを活用し、質の高い多種多様なサービスが期待できるため、公募により指定管理者を選定します。

【公募選定による指定管理者に管理を委託する施設】

コミュニティ住宅	勝川駅前地下駐車場
勝川駅南口立体駐車場	

イ 随意指定による選定

福祉の向上や文化の振興などの必要性から設置された施設で、その目的、機能等を総合的に判断し、施設管理に対する経験やノウハウが極めて重要と判断される施設については、随意指定により市の出資法人等を指定管理者とします。

【随意指定による指定管理者に管理を委託する施設】

高蔵寺駅自転車駐車場（北口・南口）	バイク駐車場（北口・西口・南口）
市民会館	文芸館
総合体育館	温水プール
市民球場	健康管理センター
保健センター	総合福祉センター
福祉の里	老人憩いの家
ふれあいの家	第一介護サービスセンター
第三介護サービスセンター	福祉作業所
福祉文化体育館	希望の家（第一・第二）
子どもの家 ¹⁾	母子の家
学習等供用施設	勤労福祉会館
農業研修施設	勝川駅前公営施設

1) 新規施設については、初回の指定は公募とします。

(2)市の直営とする施設

施設の性格や形状から、指定管理者制度になじまない施設、社会教育施設や出張所等を備える複合施設など、市が直接管理することにより、効率的な管理運営がなされ、かつ、本市施策の推進が図られると判断される施設については直営とします。

【市の直営とする施設】

高蔵寺駅北第1自転車・バイク駐輪場始め 22 件	
市民活動支援センター	青少年女性センター
勤労青少年ホーム	東部市民センター
道風記念館	ふれあいセンター
味美中央学習等供用施設	高蔵寺コミュニティ・センター
公民館	青年の家
子育て子育て総合支援館	交通児童遊園
保育園	リサイクルプラザ
野外キャンプ場	潮見坂平和公園
児童遊園	都市公園
市営住宅	市民病院
上下水道（浄化センターを含む）	少年自然の家
都市緑化植物園	郷土館
図書館	

(3)民間移行とする施設

法令の定める運営基準に基づき、基本的には民間でも同等のサービス提供が期待できる施設であり、かつ、民間事業者による施設整備の現状から行政による施設運営の目的を達成したと考えられる施設は、民間に移行します。

【民間移行とする施設】

養護老人ホーム（平成 24 年度廃止し民設民営）
第二介護サービスセンター（平成 22 年 4 月民間移行）

5 今後の公の施設の管理運営について

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（地方自治法244条第1項）であり、今後とも社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等を考慮し、指定管理者制度の導入や市の直営、さらには民設民営への移行（施設の廃止）を含め、最も合理的で最大の成果が期待できる管理形態を選択することとします。

また、法令により管理者が設置者たる市に限定されている場合は市の直営としますが、近年の規制緩和により指定管理者に行わせることができる業務の範囲が拡大していますので、国の動向や他の地方公共団体の状況等にも注視しながら、さらに検討を進めて行くこととし、適正な施設の管理、運営に努めてまいります。

参 考 資 料

1 公の施設数の推移

当方針中の公の施設は、平成 19 年 1 月に総務省が公表した「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」¹⁾において調査対象とされている施設と同一のものとします。

年 度	公の施設数	指定管理	直 営
平成 18 年度	673	161	512
平成 21 年度	690	165	525

1) 総務省の調査対象施設

地方自治法第 244 条に基づき、地方公共団体が条例により設置及び管理している公の施設（学校、河川、道路を除く）で、内容の例は次のとおりです。

①レクリエーション・スポーツ施設

競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、スポーツセンター

②産業振興施設

展示場施設、見本市施設、開放型研究施設、産業交流センター、農産物直売所、観光案内施設

③基盤施設

駐車場、駐輪場、公園、公営住宅、水道施設、下水道終末処理場

④文化施設

県民ホール、市民会館、文化会館、博物館、美術館、図書館、男女共同参画センター、
コミュニティーセンター、芸術劇場

⑤社会福祉施設

病院、保育所、老人福祉センター、障がい者自立支援センター、リハビリテーションセンター、総合福祉センター、児童館

指定管理	追加施設	子どもの家 10 か所 (新設)
		勝川駅前公営施設 (新設)
	減少施設	高蔵寺駅自転車駐車場・バイク駐車場 2 か所 (廃止)
		ふれあいの家 2 か所 (神屋・松河戸) (廃止)
		鷹来福祉作業所 (廃止)
		潮見坂平和公園 (指定管理⇒直営) ※1
少年自然の家 (指定管理⇒直営) ※2		
直 営	追加施設	市民活動支援センター (新設)
		都市公園 13 か所 (新設)
		潮見坂平和公園 (指定管理⇒直営) ※1
		少年自然の家 (指定管理⇒直営) ※2
	減少施設	市民プール (廃止)
		児童遊園 1 か所 (廃止)
東山住宅 (廃止)		

※1 潮見坂平和公園：財団法人春日井市市民サービス公社を指定管理者としていたが、永代供養(墓石管理等)などの面で継続的に行政が管理するのが望ましいことから、平成21年4月1日から直営とした。

※2 少年自然の家：財団法人春日井市市民サービス公社を指定管理者としていたが、教育の一環として学校行事に組み込まれている事業の受入施設であり、また、将来的には都市緑化植物園とともに、総合教育レクリエーション施設としてトータル的に市の事務事業を展開していくことから、行政で管理することが望ましく平成21年4月1日から直営とした。

2 公の施設の方向性について

(1) ア 公募選定による指定管理者に管理を委託する施設

No	施設名	指定管理者名	指定期間		数	平成 21 年 4 月 1 日現在	今後の方針	所管課
			開始	終了				
1	コミュニティ住宅	勝川開発株式会社	平成 19 年 4 月 1 日	平成 22 年 3 月 31 日	9	指定管理 (公募)	指定管理 (公募)	管理指導課
2	勝川駅前地下駐車場	勝川開発株式会社	平成 20 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (公募)	指定管理 (公募)	管理指導課
3	勝川駅南口立体駐車場	勝川開発株式会社	平成 20 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (公募)	指定管理 (公募)	管理指導課
	小 計				11			

(1) ーイ 随意指定による指定管理者に管理を委託する施設

No	施設名	指定管理者名	指定期間		数	平成 21 年 4 月 1 日現在	今後の方針	所管課
			開始	終了				
1	高蔵寺駅自転車駐車場 (北口・南口)・バイク駐 車場(北口・西口・南口)	財団法人春日井市 市民サービス公社	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	8	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	交通対策課
2	市民会館	財団法人かすがい 市民文化財団	平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	文化課
3	文芸館	財団法人かすがい 市民文化財団	平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	文化課
4	総合体育館	財団法人春日井市 市民サービス公社	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	スポーツ課
5	温水プール	財団法人春日井市 市民サービス公社	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	スポーツ課
6	市民球場	—	—	—	1	直営	23 年度 指定管理 (随意指定)	スポーツ課
7	健康管理センター	財団法人春日井市 健康管理事業団	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	健康増進課
8	保健センター	財団法人春日井市 健康管理事業団	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	健康増進課
9	総合福祉センター	社会福祉法人春日井 市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	高齢福祉課

10	福祉の里	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	高齢福祉課
11	老人憩いの家	春日井市老人クラブ連合会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	14	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	高齢福祉課
		春日井桃園自治会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	高齢福祉課
12	ふれあいの家	南気噴自治会始め 32 件	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	32	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	高齢福祉課
13	第一介護サービスセンター	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	介護保険課
14	第三介護サービスセンター	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	介護保険課
15	福祉作業所	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	障がい福祉課
16	福祉文化体育館	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	障がい福祉課
17	希望の家（第一・第二）	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	2	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	障がい福祉課
18	子どもの家	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	16	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	子ども政策課
		特定非営利活動法人学童保育所イルカクラブ	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	子ども政策課

18	子どもの家	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成19年4月1日	平成24年3月31日	2	指定管理 (公募)	指定管理 (随意指定)	子ども政策課
		社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成20年4月1日	平成25年3月31日	4	指定管理 (公募)	指定管理 (随意指定)	子ども政策課
		社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成20年10月1日	平成25年9月30日	2	指定管理 (公募)	指定管理 (随意指定)	子ども政策課
		社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成21年4月1日	平成26年3月31日	2	指定管理 (公募)	指定管理 (随意指定)	子ども政策課
19	母子の家	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	子ども政策課
20	学習等供用施設	味美連合区始め 52件	平成17年4月1日	平成22年3月31日	52	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	環境政策課
21	勤労福祉会館	財団法人春日井市市民サービス公社	平成18年4月1日	平成23年3月31日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	経済振興課
22	玉野学習等供用施設	玉野区	平成17年4月1日	平成22年3月31日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	農政課
23	勝川駅前公営施設	勝川開発株式会社	平成21年4月1日	平成26年3月31日	1	指定管理 (随意指定)	指定管理 (随意指定)	管理指導課
小計					153			

(2) 市の直営とする施設 (学校・河川・道路を除く)

No	施設名	指定管理者名	指定期間		数	平成 21 年 4 月 1 日現在	今後の方針	所管課
			開始	終了				
1	高蔵寺駅北第 1 自転車・バイク駐輪場始め 22 件	—	—	—	22	直営	直営	交通対策課
2	市民活動支援センター	—	—	—	1	直営	直営	市民活動推進課
3	青少年女性センター	—	—	—	1	直営	直営	男女共同参画課
4	勤労青少年ホーム	—	—	—	1	直営	直営	男女共同参画課
5	東部市民センター	—	—	—	1	直営	直営	東部市民センター
6	道風記念館	—	—	—	1	直営	直営	道風記念館
7	ふれあいセンター	—	—	—	5	直営	直営	ふれあいセンター
8	味美中央学習等供用施設	—	—	—	1	直営	直営	生涯学習課
9	高蔵寺コミュニティ・センター	—	—	—	1	直営	直営	生涯学習課
10	公民館	—	—	—	5	直営	直営	生涯学習課

11	青年の家	—	—	—	1	直営	直営	生涯学習課
12	子育て子育て総合支援館	—	—	—	1	直営	直営	子ども政策課
13	交通児童遊園	—	—	—	1	直営	直営	子ども政策課
14	保育園	—	—	—	29	直営	直営	保育課
15	リサイクルプラザ	—	—	—	1	直営	直営	ごみ減量推進課
16	野外キャンプ場	—	—	—	1	直営	直営	経済振興課
17	潮見坂平和公園	—	—	—	1	直営	直営	公園緑地課
18	児童遊園	—	—	—	110	直営	直営	公園緑地課
19	都市公園	—	—	—	267	直営	直営	公園緑地課
20	市営住宅	—	—	—	13	直営	直営	住宅施設課
21	市民病院	—	—	—	1	直営	直営	市民病院管理課
22	浄化センター	—	—	—	3	直営	直営	浄化センター
23	導水管・送水管・配水管	—	—	—	3	直営	直営	水道工務課
24	ポンプ場・配水場・送水場・水源・連絡パルプ室・減圧弁室・滅菌室	—	—	—	47	直営	直営	配水管理事務所
25	管渠（污水管）・ポンプ場	—	—	—	2	直営	直営	下水建設課
26	少年自然の家	—	—	—	1	直営	直営	野外教育センター

27	都市緑化植物園	—	—	—	1	直営	直営	野 外 教 育 セ ン タ ー
28	郷土館	—	—	—	1	直営	直営	文 化 財 課
29	図書館	—	—	—	1	直営	直営	図 書 館
	小 計				524			

(3) 民間移行とする施設

No	施設名	指定管理者名	指定期間		数	平成 21 年 4 月 1 日現在	今後の方針	所管課
			開始	終了				
1	養護老人ホーム	社会福祉法人春日井 市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	23 年度指定管理 24 年度民設民営	高 齢 福 祉 課
2	第二介護サービスセンター	社会福祉法人春日井 市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	1	指定管理 (随意指定)	22 年度民間移行	介 護 保 険 課
	小 計				2			